

○農林水産省令第六十二号
植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）
第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法
施行規則の一部を改正する省令を次のように定め
る。

平成十九年七月十三日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣 若林 正俊

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）の一部を次のように改正する。

別表二の十三の項植物の欄中「アンズリュウ
属植物」の下に（付表第四十九に掲げるものを除
く。）を加え、同表の付表第二十四中「ガラ種、
グラニースミス種、ふじ種、フレイバーン種、レッ
ドデリシャス種及びロイヤルガラ種の」を削り、
同表の付表に次のように加える。

四十九 ハワイ諸島から発送され、他の地域を
經由しないで輸入されるアンズリュウ属植
物の生植物の地下部であつて農林水産大臣が
定める基準に適合しているもの

附 則

この省令は、公布の日から施行する。